
平成21年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成21年3月2日(月)

1. 議事日程第1号

平成21年3月2日(月) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第3 議長の諸般の報告
 - 第4 議案の上程(議案第1号から議案第48号)
 - 第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
 - 第6 請願並びに陳情の上程(請願1件)
 - 第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第8 質疑・討論・採決(訴えの提起2件、人事案件1件、補正予算案件6件)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第3 議長の諸般の報告
 - 日程第4 議案の上程(議案第1号から議案第48号)
 - 日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明
 - 日程第6 請願並びに陳情の上程(請願1件)
 - 日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第8 質疑・討論・採決(訴えの提起2件、人事案件1件、補正予算案件6件)
-

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 尾方 嗣 男 | 2 番 | 工藤 重 信 |
| 3 番 | 河野 博文 | 4 番 | 菅原 一 |

5 番	佐藤左俊	6 番	柳井田英徳
7 番	松本義臣	8 番	清藤一憲
9 番	江藤徳美	10番	宿利俊行
11番	秦時雄	12番	高田修治
14番	日隈久美男	15番	後藤勲
16番	片山博雅		

欠席議員（1名）

13番 藤本勝美

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	芝原哲夫	議事係長	穴井陸明
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤威彦	副町長	太田尚人
教育長	本田昌巳	総務課長 兼自治振興室長	松山照夫
企画財政課長	帆足博充	税務課長	帆足一大
福祉保健課長	日隈桂子	住民課長	河島広太郎
建設課長兼 公園整備室長	梶原政純	農林課長兼 農業委員会 事務局長	麻生長三郎
商工観光課長	坪井万里	水道課長	佐藤健一
会計管理者兼 会計課長	大蔵喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉野多紀江
学校教育課長	宿利博実	社会教育課長 兼中央公民館長	小川敬文
社会教育課参事	森高三	わらべの館館長	中川英則
行政係長	山本恵一郎		

上程議案

議案第1号	訴えの提起について（保育料滞納者に係るもの）
議案第2号	訴えの提起について（町営住宅家賃滞納者に係るもの）
議案第3号	玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議案第 4号 玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 玖珠町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の制定について
- 議案第 6号 玖珠町児童医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第 7号 玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 議案第 8号 玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 玖珠町行政組織条例の全部改正について
- 議案第10号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 玖珠町基金条例の一部改正について
- 議案第17号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第18号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について
- 議案第19号 玖珠町出産祝金等支給条例の一部改正について
- 議案第20号 玖珠町介護保険条例の一部改正について
- 議案第21号 玖珠町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第22号 玖珠町森林とのふれあい施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 玖珠町立羽田農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 玖珠町立羽田農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 玖珠町有機センター施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくす施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の指定管理者の指定について
- 議案第28号 玖珠町宇戸農畜産物加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 玖珠町東奥山農産物共同販売施設の指定管理者の指定について
- 議案第30号 玖珠町鹿倉休憩舎施設の指定管理者の指定について
- 議案第31号 玖珠町観光物産館の指定管理者の指定について
- 議案第32号 玖珠町道の駅童話の里くすの指定管理者の指定について
- 議案第33号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第34号 土地の取得について
- 議案第35号 平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第36号 平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第37号 平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第38号	平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第39号	平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
議案第40号	平成20年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第41号	平成21年度玖珠町一般会計予算について
議案第42号	平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第43号	平成21年度玖珠町簡易水道特別会計予算について
議案第44号	平成21年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第45号	平成21年度玖珠町老人保健特別会計予算について
議案第46号	平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について
議案第47号	平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第48号	平成21年度玖珠町水道事業会計予算について

午前10時00分開議(開会)

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、13番藤本勝美君病気加療のため、欠席の届が提出されております。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

本日、広報くす掲載のため写真撮影を許可しております。

ただ今の出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成21年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（片山博雅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

3番 河 野 博 文 君

14番 日 隈 久美男 君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山博雅君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長日隈久美男君。

○議会運営委員長（日隈久美男君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成21年第1回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る2月25日議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月2日から3月18日までの17日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、訴えの提起案件2件、委員会委員の選任案件1件、条例の制定案件5件、条例の全部改正案件が1件、条例の一部改正案件11件、指定管理者の指定案件12件、自立促進計画の一部変更案件1件、土地の取得案件1件、平成20年度一般会計補正予算案件1件、同じく特別会計補正予算案件4件、水道事業会計補正予算案件1件、平成21年度一般会計予算案件1件、同じく特別会計予算案件6件、水道事業会計予算案件1件の、48議案と請願1件であります。

なお、議案第1号、議案第2号、訴えの提起及び議案第3号、委員会委員の選任案件並びに議案第35号から議案第40号の平成20年度一般会計補正予算及び各特別会計、水道事業会計の補正予算案件の9議案は、議案の性格上、また、年度末を控え予算執行上急施を要しますので、委員会付託を省略し、本日の日程の中で質疑、討論、採決までお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、議案第41号から議案第48号までの8議案は、平成21年度各当初予算案件であります。予算特別委員会を設置して審査の付託をいたしたいと思っております。

今定例会の一般質問は、恒例によりまして、町長の新年度予算編成方針などの説明を受けてからの通告といたしたいと思っております。

したがって、日程の関係上3月5日常任委員会日の午前9時30分に締め切り、9時30分より議会運営委員会を開催、一般質問発言順を決めたいと思っておりますので、議会運営委員のご協力をよろしくお願いいたします。

どうか、本定例会の慎重なるご審議と議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（片山博雅君） お諮りします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月18日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（片山博雅君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

新年1月9日、大分県町村議長会合同会議を行い、各町村における現状、課題など意見交換を行い、今後も協力体制を図っていくことを確認してきたところであります。

次に、1月10日、河川敷におきまして玖珠町消防団出初式が行われ、消防団の皆さんの日頃の訓練とご労苦に対し心から感謝し、敬意を表したところであります。

また、1月11日には玖珠町成人式がメルサンホールで行われ、成人になられた出席者159名の前途を祝ったところであります。

2月9日、大分県町村議会議長会第60回定例総会が開催され、平成21年度予算など原案のとおり採択されました。

次に、関西玖珠九重会が2月15日大阪市内のホテルで開催され、本町から後藤町長、太田副町長と私が出席、関西で活躍の玖珠郡出身者と親交を深めてまいりました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第1号から議案第48号）

○議長（片山博雅君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第1号から議案第48号までの48議案につきまして、一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第48号までの48議案につきましては、一括上程することに決定しました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明

○議長（片山博雅君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに予算編成方針、提案理由の説明を求めま

す。

後藤町長。

○町 長（後藤威彦君） おはようございます。

本日、ここに平成21年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、ご提案申し上げます平成21年度当初予算をはじめ諸議案の説明と町政諸般の報告及び平成21年度におきます町政執行に対する基本的な考え方について、所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解ご協力をお願いする次第であります。

初めに、先の12月議会以降の町政に係る諸般の報告から申し上げます。

まず、日出生演習場における在沖繩米海兵隊実弾射撃訓練について、ご報告申し上げます。

本年1月28日付け、防衛省より平成22年1月下旬から2月下旬の予定で、平成21年度の在沖繩米海兵隊による実弾射撃訓練の予定通知がありました。本年度は中止となりましたが、予定どおり実施されれば、4年ぶり7回目となる予定であります。1年先のことでありますが、引き続き初心に返り地域住民の安心・安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消防団特別点検について申し上げます。

新春の恒例行事でございます、玖珠町消防団特別点検が1月10日、吹雪舞う寒空の下、協心橋下流広場において、議員各位をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜る中、浅田団長指揮下のもと、7分団31部、400名の団員が結集し、分列行進、車両行進、機械器具点検等が厳粛かつ華やかに挙行されました。

消防の伝統を誇りとして、地域住民の生命と財産を災害から守る任務を担っている団員各位に対して、敬意を表しますとともに、永年勤続功労者表彰を受けられました32名の皆様の長年のご労苦に対し、心より感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位には、大変寒い中、最後までご臨席を賜り、激励と祝福をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

次に、成人式について申し上げます。

去る1月11日、平成21年の玖珠町成人式をメルサンホールにて挙行いたしました。

当日は、本年の新成人者218名のうち159名が参加し、記念式典では成人証書の授与、記念品の贈呈、そして多くの来賓の祝辞をいただきました。最後に、新成人代表の答辞で記念式典を締めくくりました。

この場をお借りして、当日ご臨席をいただきました議長をはじめ町議会議員の皆様にも、またご来賓各位に改めてお礼を申し上げます。

次に、第40回大分県農業賞について申し上げます。

第40回大分県農業賞に、本町北山田の有限会社サザンガーデン代表穴井重利さんが企業的農家の部門において優秀賞を受賞することになりました。これは経営の成果及びその経過、地域農業への貢献

や波及性等が高く評価されたものであります。

また、平成20年12月4日には、東京都において全国担い手育成総合支援協議会主催の「平成20年度優良担い手表彰伝達式、経営改善シンポジウム」が行われ、本町山下の有限会社グリーンストック八幡が法人施設部門で全国担い手育成総合支援協議会長賞を受賞いたしました。

更に、社団法人国土緑化推進機構が選定する平成20年森の名手 名人100人、森づくり部門に森の鳴川自治区の高田好則さんが選ばれました。同機構は国土緑化運動の一環として「もりのくに・にっぽん運動」を展開していますが、森づくり、森の恵み、加工、森の伝承・文化の4部門から優れた技を極め、他の模範となっている達人100名を、森の名手 名人100人として毎年選定しています。玖珠町から初めての受賞となりました。

受賞されました各位にお喜びを申し上げるとともに、今後とも玖珠町の農林業の牽引役として引き続きご活躍ご期待を申し上げたいと思います。

次に、小松台畜産公社について申し上げます。

小松台畜産公社の解散時期及び残余財産の運用について、これまで農協側と鋭意協議をしましてまいりました。その結果、今後、大分県の認可を得て公社の解散を行うということで合意をいたしました。

今議会には、小松台畜産公社の残余財産を畜産振興に充てるため、基金設置条例の一部改正案を上程しておりますので、よろしくご審議願いたいと思います。

なお、公社の解散については、今後早い時期に解散総会を開催する予定であります。

次に、第51回県内一周駅伝競走大会について申し上げます。

春季国体・第51回県内一周駅伝競走大会が、去る2月16日から20日までの5日間、37区間385.6キロにわたり熱戦が展開されました。成績は、昨年と同じく総合6位であり、念願のA部復帰はできませんでしたが、総合5位との大分市とのタイム差は1分19秒という接戦であり、来年に期待をしたいと思います。

次に、「町民の日」の式典について申し上げます。

「町民の日」は、自ら郷土について理解と関心を深め、ふるさと玖珠を愛する心をはぐくみ、次の世代に誇り得る、より豊かで明るい童話の里玖珠町を築き上げることを期する日として条例を定め、ご案内のとおり、毎年3月1日に行っているところでございます。

本年も、メルサンホールに、議員各位をはじめ来賓のご臨席を賜る中式典を執り行い、各分野においてまちづくりに貢献された個人4名と21団体に表彰状及び感謝状をお贈りして、その功績を称えるとともに、本町発展の誓いを新たにいたしましたところでございます。

式典後の記念講演は、財団法人自然環境研究センター研究主幹であります千石正一氏をお招きして、「命はみんなつながっている」と題して、動物の世界や自然環境保全の大切さを訴えながら、話術巧みに講演をいただきました。聴取された参加者も、生きるものすべての命の大切さを改めて認識されたのではないかと思います。

次に介護保険事業について申し上げます。

平成12年度に始まった介護保険事業は、本年で9年経過し、18年度から第3期の事業計画が終了いたします。第3期では、介護予防に重点を置き、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント、転倒予防教室や認知症予防教室など事業実施を行ってまいりました。

認定者数は高齢化に伴い、平成18年度から現在まで約16%近く増加しております。また、保険給付額も平成18年度から20%近く増加し、20年度決算では15億1,500万円程度になる見込みであります。

平成21年度から第4期の事業計画の実施期間となりますが、これまでの事業検証を行い、サービスの充実に向けていくところであります。

また、保険料についても見直しが行われ、基準額が5万6,400円となり、今議会中の議案にも上程しております。

玖珠IC前ふれあい広場整備事業について申し上げます。

昨年12月4日、経営母体となるIC前ふれあい広場活性化協議会の設立総会が開催され、規約や事業計画などが承認をされました。その後、具体的な運営を行う支配人及び職員の採用決定を行い、支配人には、道の駅の運営経験が12年もの実績のある上阪久良氏を採用し、オープンに向けた体制を整えたところでございます。

また、2月17日会員120名の参加によりふれあい広場直売組合の設立総会が開催され、組合長には山下の河島良司さんが就任、今後の出荷体制の整備や安全・安心な農作物等の供給体制について協議されたところであります。

次に、平成20年度近代化産業遺産について、ご報告申し上げます。

平成21年2月6日、玖珠町旧豊後森機関区の関連遺産が、経済産業省から平成20年度近代化産業遺産に認定されました。この機関区の利活用については、地元からの要望もあります。今後のまちづくり計画の中で検討を加えていきたいと考えております。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、21年度の町政運営にあたり、私の所信の一端を述べていきたいと思っております。別冊を用意しておりますので、ご参考いただきたいと思います。

町政運営の基本方針であります。今日、欧米主要金融機関で経営問題が表面化して以来、いわゆる百年に一度の金融危機となり、今や実体経済に悪影響が及び、世界的な景気後退となっておりますことは、私が申すまでもなく周知の事実でございます。

こうした時期でありますからこそ、次代をしっかりと見据えた本町の行財政計画を立て、町民のニーズを反映したまちづくりを考えていかなければなりません。

今地方自治体に求められている重要な課題は、「町民の皆さんが住み慣れた地域で、安心して、生き生きと、豊かに過ごせる社会の実現」であると思っております。

その達成に向けて多くの難しい問題もありますが、私はまず町民意識の一体感を早急に醸成していきたいと考えております。このことは一朝一夕でなしえるものではありませんが、日々の行政運営に

あたっては、町民の皆さんの意見に耳を傾け、町民の皆さんの目線にたち、町民の皆さんの立場で行政運営を努めてまいりたいと考えております。

結果、1万8,000人町民の皆さんが「元気で活気あふれる玖珠町」「人や物が集まる玖珠町」を実感できるように努めてまいりたいと考えております。

また同時に玖珠町の自然環境や歴史などが、どれほど玖珠町民に誇れる玖珠町を提供しているかを考えてみると、「花・水・癒し」をキーワードにして、まちづくりをしていきたいとも考えております。

まず私は、本町行政運営の太宗であります。第四次総合計画にのっとり行政運営を図りたいと思っております。この計画は、平成13年度から平成22年度の10ヵ年計画であります。残すところ2年となっておりますが、私はこの基本計画に基づき、まちづくりを着実に実行してまいりたいと考えております。そしてこれまで、この計画によって取り組んできました事業の行政施策について十分検証し、次期総合計画へと発展をさせてまいりたいと考えております。

そのため、平成23年度からスタートする次期総合計画の策定に向けて、来年度から庁内体制を整備し、町づくり団体をはじめとする各種団体と連携をし行政への参加を求め、行政と町民の協働による町づくりを推進してまいりたいと考えております。

そしてまた、職員の行政手腕と企画力を高め、1課1プロジェクトの推進をはかり施策に反映していくように努めてまいります。

行政施策にあたって欠かせないのは財政基盤の確立であります。今日の世界的金融危機、そして経済の後退という現下の国内外の情勢を注意深く見守りながら、本町の行財政をしっかりと確立し、町民の信託に応える行政づくりに努力していかねばなりません。

本町の税源が乏しい中であって、農林業の振興はもとより、少子高齢化の進行に対応する福祉・保健施策の推進、生活関連施設の整備、資源循環型社会に対応できる環境施策の推進など各種の課題に的確に対応する重要な役割を担っています。

こうしたなかで、効率的な行財政の運営を図り、行政に対する町民の満足度を高めるために、職員の改革に対する意識の共有化を図りながら行財政改革を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

そのために既に取り組んでいる行財政改革プランを確実に推進し、普段からの検証と計画の見直しを行い、自立ある行財政運営を努めてまいります。

また、本町はなんといっても農林業を基盤とする町であります。農林業の振興なくして本町の発展はありませんが、農業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。こういう中であって本町としては、緊急対策を講じるように国に求めながらも、自ら食の安全・安心の確保と食料の自給率の向上を図り、本町の農業や農村の活性化を図る必要があります。

そのため、生産から流通・販売までの支援策をJA玖珠九重などの農業団体と連携しながら引き続き講じてまいります。また、これまで取り組んできた玖珠米、玖珠牛、しいたけ、花卉などのプラン

ド化の強化に向けて取り組み強化・継続をしながら新たな商品開発に努めてまいりたいと思っております。特に畜産振興については、大規模肥育経営の支援を通じて、繁殖農家の下支えを行ってまいりたいと考えております。

さらに、森林組合との連携をしながら、本町の林業振興に努め、さらに町有林などの整備や広く広葉樹林化、複層林化等によって美しい森づくりを推進していきたいと思っております。

また、鹿や猪などの林業被害や農作物の被害が深刻化しております。引き続き財政支援を講ずるとともに、広葉樹林化の植栽や里山の整備などを行い、人と鳥獣のすみわけに配慮した森林づくりに努めてまいります。

次に、商工振興対策についてであります。本町の農業とともに、商工業の均衡ある発展と雇用の確保が必要であります。そのため地域産業の育成を図り、企業立地の推進を図ってまいります。

企業立地については、今日の自動車産業界などの景気後退・生産縮小という現実を目の当たりにしたとき、自動車関連企業を念頭に置いての誘致活動から農林水産関連業種なども視野に入れた誘致活動を展開してまいりたいと思っております。そのための助成も拡充してまいりたいと考えております。

また、駅通りを中心として、シャッターを下ろす小売店が多く見受けられるようになりました。

中小小売店の振興や深刻化している中心市街地の活性化を図るため、農商工連携の推進や空き店舗対策、イベントの開催や福祉バスを利用した買物の推進など適切な措置を講じてまいりたいと思っております。

道の駅、童話の里くすの開設も間近に迫っております。

この施設を最大限活用し、農商工、そして観光が一体となって、玖珠町の情報発信基地にするよう一層努めてまいります。

さて、本町においても少子化が進行しております。合計特殊出生率は県下でも姫島に続き高い方ではありますが、少子化傾向は極めて深刻さを増しております。したがって、町挙げて子育ての価値、魅力について町民全体の認識を高め、啓発活動を積極的に取り組みたいと思っております。同時に若い世代が安心して子を産み、育てられる環境を整備しなければなりません。これまでの子育て支援策を継続し、21年度からは新たに乳幼児医療の助成事業に加え中学生までの医療費の助成を新たに行います。また、21年度から実施の玖珠自治会館の建設にあたっては、子育て中の保護者や乳幼児が集い、交流できる「母子サロン」を新設いたします。団塊の世代の子の世代に、今の時期に集中的少子化対策を講じることでその効果を上げてまいりたいと考えております。

次に福祉施策でございますが、障がい者や障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を送れるような福祉行政を推進し、安心して暮らせる地域社会への実現を図らなければなりません。

また、高齢化社会を迎える今日、後期高齢者の増加とともに介護保険制度の必要性は高まってきていますが、制度の継続性とあわせて制度の更なる充実に努めていきます。そのために、玖珠町高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画の着実な取り組みに努めます。

また、国民健康保険事業や後期高齢者医療制度の健全な運営に努めてまいります。

次に、教育の振興についてであります。21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子ども達の育成を目指すため、それぞれの個性と特性を引き出し、伸ばし、教育するにふさわしい教育環境を提供する必要があります。そして、学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状を見るときに、生徒指導の充実強化と児童生徒の豊かな心の育成に努めてまいります。

また、社会教育においては、人々が自己研鑽できる機会と場所を提供し、社会全体の活性化を図っていくことが重要であります。したがって、教育委員会を中心として学校現場や社会教育施設との連携を密にし、創意工夫を凝らした教育を行ってまいります。

今日、町民一人ひとりが平和で豊かな社会づくりを目指すためには、互いの違いを個性として認め合い、すべての尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

人権施策の主な柱である人権教育及び人権啓発については、地域や学校現場、職域において可能な限りの啓発活動に取り組み、町民の人権意識の高揚と人権尊重思想の普及を図ってまいります。

災害から地域を守り、安心して住めるまちづくりの推進にも努めてまいりたいと考えております。特に、火災、地震、風水害等、災害に対応して地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進を図る必要があります。そのため消防団の活性化を図る必要があります。そのため消防団の活性化を図る必要があります。また、団員の確保を図るための啓発やPRなどに努めてまいります。

そのほか、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものにするため、道路の整備促進、生活環境の整備、IT社会に対応した情報化施策の取り組みなどを引き続いて取り組んでまいりたいと思います。

次に、21年度の予算編成方針について申し上げます。

21年度の政府予算案は、前年度対比6.6%増の88兆5,480億円の編成をしておりますが、歳入を見ますと、税収が、景気後退で企業の収益の悪化に伴う法人税の大幅な減少により、全体で13.9%減の46兆1,030億円となっております。この結果、財源不足を補うために発行する新規国債発行額は31.3%増の33兆3,000億と5年ぶりに増加しております。公債依存度も20年度当初予算の30.5%から37.6%へと悪化しております。

一方、地方財政計画の規模は約82兆5,600億円となり、前年度比では1%、8,500億円の減となっております。その内、地方一般財源総額が59兆8,000億であり、地方税の大幅な減収がひびき前年度を下回っております。

一方、大分県の平成21年度予算編成方針を見ますとき、高齢化の進行に伴う扶助費の増額が懸念される一方、地方交付税は削減されると見込み、道路特定財源の一般財源化は決定されたものの、その具体的なあり方が定まっておりません。地方への影響は不透明な状況にあると思います。

このような政府の予算編成状況の下、本町の予算編成について申し上げますが、本町の財政構造は依然として地方交付税や国・県の補助金への依存度が高いことから、「地方財政計画」や国・県の予算の動向を十分留意しつつ、本町の厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源で最大限の事業効果を発揮するよう、さらなる収入の確保とあわせ、事業の見直しや効率化等による歳出の抑制を図り、

健全財政の確保に努め、予算編成を行っております。

特に、補助事業については、国・県の施策、財政措置の動向に十分注意し、事務事業の必要性、緊急性等を最重要視し、特に事業実施により将来の財政負担を懸念される場合は、あくまでも特財の確保を優先して予算計上いたしました。

その結果、21年度一般予算規模は、前年度比で9.2%、6億8,900万円増の82億円ちょうどとなりました。

なお、この予算案については、「玖珠町第四次総合計画」の大きな4つの目標に沿って、それぞれの区分で計上いたしているところであります。

21年度施政方針の16ページから具体的に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

さて、次に今議会に提案しております議案についてその理由を申し上げます。

今議会に上程しております議案は合計48議案であります。議案集は別冊となっております。

議案集1ページをお開きください。

議案第1号及び3ページの議案第2号は、訴えの提起についてでございます。

本案は、保育料の滞納者及び町営住宅家賃滞納者のうち、再三再四の催告や再催告に督促や再督促に応じない者について、やむなく司法により保育料及び町営住宅家賃の徴収を図るものであります。

議案集4ページをお開きください。

議案第3号は、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

玖珠町固定資産評価委員会委員衛藤美幸氏の任期が、平成21年3月31日をもって満了いたしますので、その後任として玖珠町大字塚脇337番地の1 長野友恵氏を選任したいので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、参考資料集の1ページに、長野氏の略歴を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案集5ページをお開きください。

議案第4号は、玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

本案は、過去3年にわたり実施してまいりました本町職員給与の削減について、職員の理解と協力のもと、本年度も引き続き実施するため、減額の特例を設けるための条例を制定するものでございます。

なお、削減率は、管理職が8%、管理職以外の職員は5%、ただし、10月からはそれぞれ6%、3%の削減となっております。

議案集7ページをお開きください。

議案第5号は、玖珠町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の制定についてでございます。

本案は、地方自治法第231条の3の規定に基づく、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料、その他税外収入金の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関して条例を定めるものでございます。

議案集 9 ページをお開きください。

議案第 6 号は、玖珠町児童医療費の助成に関する条例の制定についてでございます。

本案は、これまで小学校未就学児までの医療費の助成を行ってまいりましたが、明年度から中学生までの医療費の助成を拡大するため、条例の制定を行うものであります。

別冊資料集の 2 から 3 ページに参考資料がございますので、ご参考願いたいと思います。

議案集 12 ページをお開きください。

議案第 7 号は、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

本案は、乳幼児の医療費助成を今後 5 ヶ年にわたり完全無料化するための条例の一部を改正するものでございます。

議案集 13 ページをお開きください。

議案 8 号は、玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、本町の農業をはじめとする産業振興と、玖珠町の情報発信基地として、道の駅童話の里くすを設置するための条例を制定するものでございます。

別冊資料集の 4 ページから 8 ページをご参考願います。

議案集 16 ページをお開きください。

議案第 9 号は、玖珠町行政組織条例の全部改正についてでございます。

本案は、地方分権時代に対応し、政策能力を高め、まちづくりや町民ニーズに応えるため、行政組織の改編を行うものでございます。

参考資料集 9 ページから新旧対照表を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

議案集 20 ページをお開きください。

議案第 10 号、玖珠町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案集 21 ページの議案第 11 号、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、2 案とも行財政改革計画に沿って、これまで 3 ヶ年にわたり、玖珠町非常勤特別職に支給する報酬や費用弁償、実費弁償について、1 割減額してまいりましたが、引き続き 21 年度も実施するための条例の一部を改正するものであります。

議案集 22 ページをお開きください。

議案第 12 号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本案についても、特別職に支給する給与月額について、これまで町長以下三役は 6 % の削減をしておりましたが、現下の情勢を踏まえ、町長は 15 %、副町長及び教育長については 10 % の減額を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、23 ページをお開きください。

議案第 13 号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、本町職員の住居手当及び通勤手当を改正するための条例の一部を改正するものであります。

参考資料14ページから16ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、議案集24ページの、議案第14号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について並びに25ページの議案第15号は、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。2案とも玖珠町行財政改革プラン推進のため、これまで3ヵ年間にわたり、それぞれの手当を削減してまいりましたが、引き続き21年度も実施するための条例の一部を改正するものであります。

議案集26ページをお開きください。

議案第16号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。

本案は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、介護サービス事業基金、地域活性化・生活対策基金、童話の里くす・ふるさと応援基金、玖珠町畜産振興基金及び地域雇用創出推進基金の合計6つの事業目的のための基金を新たに設定するものでございます。

28ページをお開きください。議案集28ページをお開きください。

議案第17号は、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

本案は、国民健康保険税の徴収について端数金処理の手続きを適正に行うため、条例の一部を改正するものでございます。

参考資料17ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

29ページをお開きください。

議案第18号は、玖珠町税特別措置条例の一部改正についてでございます。

本案は、租税特別措置法及び所得税法等の一部改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

参考資料集18ページから22ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

議案集30ページをお開きください。

議案第19号、玖珠町出産金等支給条例の一部改正についてでございます。

本案は、入学祝金を21年度は削減し、22年度から廃止するための条例を改正するものでございます。

新たに、少子化対策の観点から、医療費の助成について中学生まで拡大するなど、子育て支援を行ってまいりましたことは先に述べたとおりでございます。

参考資料集23ページから、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

31ページをお開きください。

議案20号は、玖珠町介護保険条例の一部改正についてでございます。

諸般の報告で申し上げたように、介護保険法の改正や21年度から3ヵ年間にわたる玖珠町介護保険事業計画に基づき、新たな介護保険料を定める必要があり、条例を改正するものでございます。

参考資料集25ページの新旧対照表を参考にさせていただきたいと思います。

33ページをお開きください。

33ページ、議案の第21号から44ページの議案第32号までの12議案は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2の規定により、議案第21号から議案第31号までに記載の各施設は、その管理運営を各指定管理者にお願いしておりますが、その期限が3月末まで満了しますので、引き続き指定管理者としていただくため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第32号は、今回新しくできます、道の駅童話の里くすの指定管理者の指定でございます。

指定管理期間は、道の駅童話の里くすを3年、その他の施設はいずれも5年にしております。

参考資料集26ページから新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

議案集45ページをお開きください。

議案第33号は、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。

本案は、平成17年度から21年度の玖珠町の過疎自立促進計画に、新たに地上デジタル放送整備事業などを加えるためのものでございます。

議案集47ページをお開きください。

議案第34号は、土地の取得についてでございます。

本案は、玖珠町総合運動公園の用地について土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

総合運動公園の用地取得につきましては、先の定例会以降本定例会までに交渉が終了いたしましたものについては、一括して提案させていただくものであります。

参考資料31ページに、今回取得予定をいたしております用地を青色で表示しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案35号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、別冊となっております。

まず1ページであります。一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,496万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ83億4,567万2,000円といたすものでございます。

8ページをお開きください。

8ページの第2表 繰越明許補正であります。主に地域活性化生活対策臨時交付金関連の事業を繰越明許するものでございます。

繰越明許の行う理由としては、事業実施期間が短期間であり、年度内の事業完了が見込まれないためのものでございます。

定額給付金等給付事業及び子育て応援特別手当給付事業につきましては、事業期間が事業開始から6ヵ月となっているため、繰越明許を行うものでございます。

その他、高速玖珠インター前ふれあい広場事業につきましては、地元材を利用した特殊工事を行っており、1月中旬から低気温、降雪により適切な施工が困難な日が続いたため、工期の延長を行うものでございます。

10ページの第3表 債務負担行為補正であります。B&G海洋センター駐車場用地借上料は、3ヵ年で賃貸契約を行うために設定するものでございます。

県営圃場整備負担金元利補給金助成の3件につきましては、圃場整備における地元借入金の返済額及び町負担額を確定しているために設定を行うものでございます。

次に、債務負担行為の廃止について、銀行等が玖珠町土地開発公社に対して融資した貸付金に対する債務保証であります。設定当時、総合運動公園に関しては玖珠町土地開発公社が用地を先行取得するため、その資金を金融機関から借り受ける場合の債務保証という考え方をもって設定しました。その後、国庫補助事業で町が地権者から直接取得することになり、玖珠町土地開発公社はこれに関与せずに、用地の取得は終了するために廃止するものでございます。

なお、設定額の10億円は、買収面積確定前の用地における概算取得額でありました。総合運動公園用地取得事業につきましても、債務保証と同様の理由によりまして廃止するものでございます。

12ページの、第4表 地方債補正でございます。インター前ふれあい広場整備事業につきましても、道の駅童話の里くすの補助金対象事業費の減額により補助金が減額になったことに伴い、地方債の増額を行うものでございます。

以下、歳入歳出の予算事項別明細書につきましては、後ほど担当課長の方から説明を申し上げます。

次に、議案第36号から40号までの各特別会計及び水道事業会計の補正予算につきましては、それぞれ事業費等の調整など伴う補正でございますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

次に、議案第41号、平成21年度玖珠町一般会計についてでございます。

予算書は別冊となっております。

説明は、継続費、債務負担行為、地方債、歳入歳出予算事項別明細書とさせていただきます。

まず、10ページ、第2表の継続費についてであります。

民生安定施設整備事業玖珠自治会館建設事業につきましては、平成21年度から平成22年度の2ヵ年事業といたしまして、玖珠自治会館の建設を行うものでございます。

日出生演習場周辺障害防止対策事業（上の市～平原線）につきましても、平成21年度から平成22年度の2ヵ年事業として、道の駅童話の里くすの向かいになります瀬戸橋の上部架け替え工事及び下部補強工事を行うものでございます。

北山田小学校校舎危険改築事業につきましても、平成21年度から平成22年度の2ヵ年事業といたしまして、北山田小学校の建て替えを行うもので、安全・安心な学校づくり交付金及び地域活性化生活対策基金を活用して事業を実施するものでございます。

11ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為でございます。

玖珠インターチェンジ前ふれあい広場活性化協議会に対する損失補償は、平成21年度から平成23年度まで、道の駅童話の里くすの管理運営委託契約の期間におきまして、収支が整うまで人件費や仕入れ代金、維持管理費などの当座の運転資金が必要となるため、町の損失補償の設定により融資を受けるためのものがございます。

第5次総合計画策定事業につきましては、幅広く町民の意見を反映させ、厳しい環境変化に耐え得る第5次総合計画とするため、2カ年にわたって調査、審議、策定を行うものがございます。

12ページをお開きください。

第4表 地方債であります、主なものは長列線道路改良事業8,670万円、北山田小学校校舎新增改築事業費4,520万円、総合運動公園建設事業費4,000万円等であり、多くの事業の過疎債にて充当することとしております。

臨時財政対策債3億2,120万円につきましては、地方交付税の削減に対処するものがございます。

平成21年度の起債額は、その他玖珠自治会館建設事業の3,990万円等を含めまして合計11件であり、起債限度額の総額は5億9,270万円としております。

以下、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、後ほど担当課長の方から説明を申し上げます。

次に、議案第42号から48号までについては、各特別会計及び水道事業会計の新年度予算案でございます。各予算案ともこれまでの通年の予算を計上させていただいておりますので、具体的な説明は省略をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、議案第35号の平成20年度の一般会計補正予算案及び議案第41号の平成21年度の一般会計予算案につきましては、明細は、財政担当課長の方から説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長（片山博雅君） 企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） それでは、私の方から議案第35号、平成20年度玖珠町一般会計予算（第4号）及び議案第41号、平成21年度玖珠町一般会計予算につきまして、執行科目の主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算でございますが、補正予算書は別冊となっております。

補正予算書の16ページをお開きください。

歳入の補正では、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国・県支出金、町債が主なものがございます。

まず、1款1項2目法人626万円の減額につきましては、景気の悪化に伴う法人住民税の減額見込みによるものがございます。

6款1項1目の地方消費税交付金770万円の減額につきましても、景気の悪化に伴う減額見込みによるものがございます。

17ページ11款1項1目の地方交付税4,640万9,000円の増額につきましては、普通交付税の決定によりその一部を計上いたしましたものがございます。

18ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金5億943万7,000円は、国の第二次補正予算により交付されることとなりました定額給付金補助金、地域活性化生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当補助金などでありまして、本町といたしましては、この臨時交付金を活用いたしまして、プレミアム付き消費応援券発行事業などを行うものでございます。

臨時交付金交付内示額1億9,970万2,000円のうち7割を事業充当し、3割を基金積立のうえ、平成21年度予算に繰り入れて事業実施を行うものであります。

19ページ、16款2項5目1節の農林水産業費県補助金556万1,000円の減額につきましては、花き生産拡大補助金の事業費の減に伴うものなどがございます。

22ページをお開きください。

22款1項の町債3,440万円の減額につきましては、4目農林水産業債の中で広域農道負担金3,110万円の減額等事業費の減に伴う補正でございます。

次に、歳出であります。

歳出の補正につきましては、定額給付金等給付事業、地域活性化生活対策臨時交付金事業、事業完了による事業費の調整などが主なものでございます。

23ページ、2款1項3目財産管理費13節1,121万3,000円の減額につきましては、公有林整備事業の除間伐面積の減少に伴うものでございます。

24ページをお開きください。

2款1項7目企画調整費、19節750万4,000円の増額につきましては、過疎バス対策補助金755万1,000円の増額が主なもので、民間路線バスの乗車率の低下や原油高等により、赤字補填額が増額したためでございます。

25ページ、2款1項19目ふれあい広場整備事業費1,988万5,000円の増額につきましては、臨時交付金事業として道の駅童話の里くすのモニュメント整備及び直売所設備等の備品購入費を計上するものでございます。

2款1項20目定額給付金等給付事業3億1,021万2,000円の計上につきましては、国の第二次補正に伴うものであります。定額給付金の給付対象者は1万8,184人、子育て応援特別手当の給付対象者は217名となっております。

27ページをお開きください。

3款1項6目国民健康保険事業費、28節3,007万1,000円の増額につきましては、国民健康保険基金の現在高の減少に伴いまして、国保財政安定化支援事業操出金を計上するものなどがございます。

32ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費3,997万2,000円の増額につきましては、定額給付金の給付にあわせてプレミアム付き消費応援券発行の補助を行うもので、1万2,000円の消費応援券を1万円で販売するものでございます。事業費は4,000万円を計上しております。

36ページをお開きください。

9款1項3目消防施設費1,777万7,000円の増額は、臨時交付金事業として消防ポンプ車の備品購入費を計上するものでございます。

39ページをお開きください。

10款5項6目自治公民館建設事業費2,229万5,000円の増額につきましては、臨時交付金事業として駅東自治公民館の建て替えを行うものでございます。

40ページをお開きください。

13款3項9目地域活性化生活対策基金5,991万円の計上につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金のうち3割を平成21年度事業に充当するため、基金に積み立てるものでございます。

以上が、平成20年度一般会計補正予算（第4号）の主なものでございます。

なお、特別会計につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第41号、平成21年度玖珠町一般会計予算についてでございます。

予算書は別冊となっております。

当初予算書13ページ、予算に関する説明書以降につきまして、ご説明申し上げます。14ページ、15ページの歳入歳出事項別明細書 1総括 歳入をご覧ください。

まず、14ページの歳入の主なものについて申し上げます。

1款町税は、15億4,487万8,000円であり、前年度対比で3,041万5,000円(1.9%)の減額を見込んでおります。

11款地方交付税は27億2,100万円としております。新年度に創設されます地域雇用創出推進費や平成20年度に創設された地方再生対策費によりまして、増額が見込まれますことから、前年度対比で3,000万円(1.1%)の増額を見込んでおります。

15款国庫支出金は、10億1,783万1,000円であり、北山田小学校校舎の建て替えに伴う交付金や総合運動公園建設事業の補助金等によりまして、前年度対比1億7,161万8,000円(20.3%)の増額となっております。

15ページ、16款県支出金は、10億4,538万1,000円であり、強い農業づくり交付金によるファゼンダグランデ施設整備補助金や衆議院議員総選挙県委託金等によりまして、前年度対比4億2,444万5,000円(68.4%)の増額となっております。

21款諸収入は、2億8,728万8,000円であり、小松台畜産公社の解散に伴う残余財産の受け入れによりまして、前年度対比1億6,222万6,000円(129.7%)の増額となっております。

22款町債は、5億9,270万6,000円であり、前年度対比5,640万2,000円(8.7%)の減額となっております。

次に、16ページ、歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費は、14億1,045万6,000円で、前年度対比2億1,152万1,000円(13.0%)の減額となっております。これにつきましては、大分自動車道IC前ふれあい広場整備事業の終了や玖珠町

長選挙費などにより減額となっております。

3款民生費は、17億1,576万9,000円で、前年度対比1億1,138万8,000円(6.9%)の増額となっております。これは後期高齢者医療の療養給付費負担金や保育園への児童措置費が大幅な増額となったことが要因となっております。

4款衛生費は、7億4,367万8,000円で、前年度対比2,732万1,000円(3.8%)の増額となっております。妊婦健診補助回数の増加に伴う事業費の増が主な要因となります。

5款労働費は、5,841万8,000円で、前年度対比5,666万円(3,323.0%)の増額となっております。これは国の平成20年度第二次補正予算によりまして緊急対策が打ち出され、県の基金造成により平成21年度交付金事業として実施されるものでございます。

6款農林水産業費は、10億7,913万円で、強い農業づくり交付金によるファゼンダグランデの施設整備補助金や、小松台畜産公社の残余財産の基金積立などによりまして、前年度対比4億8,052万5,000円(80.3%)の増額となっております。

7款商工費は、1億262万円で、前年度対比32万8,000円(0.3%)の増額となっております。

8款土木費は、8億9,594万1,000円で、総合運動公園建設事業の造成工事に伴う事業費の増加や、特定防衛施設周辺整備事業の整備工事区間の延長等によりまして、前年度対比9,488万2,000円(11.8%)の増額となっております。

10款教育費は、10億2,992万円で、北山田小学校校舎の建て替えによりまして、前年度対比1億7,978万5,000円(21.1%)の増額となっております。

12款公債費は、6億7,584万7,000円であり、前年度対比1億252万6,000円(13.2%)の減額となっております。これは平成19年度の財政健全化計画の策定により認められました繰上償還を平成20年度に実施したためでございます。

13款諸支出金は、7,540万2,000円であり、前年度対比5,787万4,000円(330.2%)の増額となっております。地方交付税制度の改正により、地域雇用創出推進費が創設され、その用途が地域住民に明らかになるよう行うことが望ましいとされているために、その全額を一旦基金に積み立てて使用するものでございます。

以上、平成21年度一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書によりまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

また、特別会計につきましても省略をさせていただきます。

以上、平成20年度一般会計補正予算(第4号)及び平成21年度一般会計予算の歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(片山博雅君) 後藤町長。

○町長(後藤威彦君) 以上、平成21年度における町政執行の基本的な考えと予算編成方針並びに議案のご説明を申し上げます。

本日上程しました議案については、慎重なるご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申

し上げまして、町政諸般の報告、平成21年度の財政運営の基本方針、予算編成方針、上程議案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 請願並びに陳情の上程

○議長（片山博雅君） 日程第6、請願並びに陳情の上程を行います。

お手元に配付してあります文書表のとおり、請願1件が提出されております。

これを上程いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件は上程することに決定しました。

ここで、請願第1号について紹介議員の説明を求めます。

紹介議員5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 「協同出資・共同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願書

1、要旨

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのようななかで、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。このひとつである「協働労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働くかたちをとっており、「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人にのぼり、事業規模は年300億円にのぼるとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。

しかし現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体としての活動に制約があります。また、現行の法制では、労働者が出資し、経営に参画するというしくみが想定されていないために、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。既に欧米では、このような協同組合についての法制度が整備されていますが、わが国でも「協同労働の協同組合」に関する法律（「協同出資・共同経営で働く協同組合法」・仮称）の法制化を求める取組みが広がってきました。平成20年2月国会において、この法律をもとめる超党派の議員連盟が立ち上がり、また全国410地方議会において、法律の早期制定を求める意見書が採択されています。私たちは地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな

制定を強く要望いたしております。

「協同労働の協同組合」は、だれもが希望と誇りをもって働き、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人とのつながりや社会とのつながりを大切にする働き方を目指しています。そして市民主体のまちづくりを創造する市民事業をおこし、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

以上のことから下記の項目について、賛同とご協力をお願いする次第です。

2、請願事項

記

1、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の制定の主旨・意義についてご理解、賛同いただきますようお願いいたします。

2、1の早期制定を図るため、貴議会におきまして諸施策の推進に特段のご尽力を賜りますようお願いいたします。

平成21年2月18日

代表 大分県日田市玉川3丁目1479の3

労協センター事業団 日田地域福祉事業所 虹の家

所長 鎌倉 かおる

玖珠町議会議長

片山博雅 殿

日程第7 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議 長（片山博雅君） 日程第7、委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

基地対策特別委員会委員長河野博文君。

○基地対策特別委員長（河野博文君） おはようございます。

基地対策特別委員会の報告をいたします。

基地対策特別委員会報告（閉会中）

平成20年第5回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成21年2月18日執行部出席のもと、基地対策特別委員会を開催しました。

執行部より、在沖縄米海兵隊実弾演習について、「防衛省より平成21年度訓練計画の通知があり、平成22年1月下旬から2月下旬に実弾射撃訓練が実施される計画であり、町として安全・安心対策に万全を期したい。」との報告がありました。

委員より、SACO予算について質問があり、執行部より「国の当初予算に組み込まれており、平

成20年度に準じた考え方で歳入見込みである」との説明がありました。

次に、玖珠駐屯地小銃及び拳銃紛失事件について、「玖珠駐屯地司令より、裁判の判決が出された事による最終的な報告があり、町としてこの一連の事件は終結したと考えている。」との説明がありました。

委員より、事件後に異動させられた隊員が玖珠に戻る等の配慮をお願いしたいとの意見が出されました。

また、榴弾破片飛散事案の高橋・仲田・相の迫・田代地区から提出されていた要望書について、12月3日相の迫にて、地元住民35名と町執行部、町議長が出席し、九州防衛局及び西部方面総監部より口頭による回答を受けましたが、地域の安全対策等3項目の全てにおいて、地元として納得できないので、再度の要望を申し入れたところ、防衛局等より、「本省に報告・検討し、3月末日までに回答したい。また、事案の原因は現在調査中である。」との説明を受けたと報告がありました。

以上3点の報告がありました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに、問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引続き継続審査とすることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

高校再編問題特別委員会委員長高田修治君。

○高校再編問題特別委員長（高田修治君） 高校再編問題特別委員会報告（閉会中）。

平成20年第5回玖珠町議会定例会において、高校再編問題特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成21年2月16日特別委員会を開催し、玖珠郡から県に提出した陳情書について、「陳情書は県議会委員会に諮られ、県議会は高校改革推進室に対して『将来にわたって玖珠郡に高校を残す』という内容について、関係者との協議を深めて、進めていくよう求めた。」との資料を濱田県議からいただき、「統廃合が最終年度になったことは、陳情の成果である。」と県議から報告を受けたことについて、委員長より報告しました。

次に、今後の取り組みについて協議するため、特別委員会が受理していた『『高校改革推進計画』についてのお願い』の内容について、玖珠郡PTA連合会会長、田坂謙仁氏に出席を求め、説明を受けました。

主な内容は、「玖珠郡にとってよりよい統廃合になるよう、今後、県に要望していくための、玖珠郡で一本化した組織の立ち上げを」というものであり、委員会として協議した結果、九重町議会の考え方との調整を含めて、今後、検討していく必要があるとの結論となりました。

委員会としては、高校再編問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを

確認し、本委員会は引続き継続審査とすることに決しました。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長清藤一憲君。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員長（清藤一憲君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会報告（閉会中）

平成20年第5回玖珠町議会定例会において、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けました件につきまして、その結果を報告します。

2月18日インター前ふれあい広場建設現場を視察し、関係者より進捗状況の説明をいただき、引き続き執行部出席のもと、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会を開催しました。

玖珠インター前ふれあい広場整備事業について

執行部より経過説明を受けました。

○施設整備について

建築実施設計、地質調査、本体建築工事、給排水工事、電気設備工事、外構工事（舗装）（造園）、備品購入について、請負業者、契約金額等の説明があり、今後の発注では、直販所における冷蔵庫等の備品購入500万円、周辺環境整備500万円、入口看板及び案内板等900万円程度の整備を行う計画であるとの説明がありました。

委員から、

- ・施設に風力発電の導入ができないか。
- ・国道に写真入看板の設置を。
- ・備品購入、外構整備等については地元業者の活用を。

等の意見が出されました。

○工期の延長について

建物が特殊木工事であり、特殊材の製材及び乾燥工程に時間を要するため、適切な施工が困難であり、工期を平成21年5月31日までに延長したいとの説明がありました。

委員からの意見として

- ・5月連休前（童話祭）までにオープンしなければ意味がない。
- ・議会だよりでは4月末オープンと広報している。
- ・中途半端なオープンより完全な状態でのオープンをしてもらいたい。

答弁では

- ・オープンの遅れについては、町の対応で広報する。
- ・レストラン部門で従業員に十分な教育期間をもって準備体制を整え開店したい。

- ・ 4月末の駐車場、トイレ、ふれあい広場の完成後にプレオープンし、5月末に正式オープンとしたい。

○経営組織について

平成20年11月より協議会準備会。設立総会。支配人、事務員及びレストラン直売主任の決定等を行い、現在、パートの募集を行っている。特に、上阪支配人は四国「道の駅美良布」、熊本「五木村の道の駅」等で12年間の経験があり、そのノウハウを活かす取り組みをお願いしているとの報告がありました。

○直売所・レストラン・テナントについて

参加希望者への経過説明開催、再度の会員募集で2月10日現在193名の会員申込があるとの報告を受け、委員からの質疑応答では

・ J A玖珠九重の協議会加入について

協議会への参加を呼びかけてきたが、出品については米、吉四六漬、加工品等積極的に出品するが、協議会への加入は見合わせている。今後、J A玖珠九重とはタイアップが必要であり、継続的に交渉を続け、連帯を深めていきたい。

・ 酪農組合との関わりについて

県酪出荷枠外の自家消費分の仕入れを行うことで協議中である。

・ レストランについて

協議会直営で運営し、一品開発等を行っていく。

・ テナントについて

11月21日参加希望者への説明会を実施し、商工会を通じて募集している。

- ・ 11月19日「道の駅童話の里くす」の登録が承認され、現在、国土交通省及び大分県と案内看板について調整中である。

・ 営業時間について

午前8時から午後6時を予定している。

等の報告を受けました。

次に、運動公園の進捗状況について、執行部より運動公園用地取得が平成20年12月議会まで購入計画面積の90%であったが、12月議会以降、地権者との交渉成立により99%の取得ができた。残りの1%については運動公園建設には影響ないが、今後も交渉を続けていくとの説明がありました。

委員から、①造成には早めの対応を。②造成工事は大手業者ではなく、玖珠町の業者の活用を。③古後井路、玖珠川からの逆流、すり鉢状の現況、側溝開渠等の安全対策を。④文化財への対応はすみやかに。等の意見が出されました。

本委員会としては、インター前ふれあい広場・運動公園問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（片山博雅君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 委員長にお伺いしますけどね、このですね、最後の方に、玖珠川からの逆流、すり鉢状の現況というのは、これはどういうことですか。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員長（清藤一憲君） 現場がですね、非常に玖珠川からの逆流があつたり高低差が多少あつたりするので、その造成に対しての説明ですね、またこれからの状況に出てくると思います。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） これは平成21年度から2年間かけて造成をするわけでありましてね。ですからこういうようなですね、状況が既に造成する前からわかっておるといふことで、その施設を配置するときに問題は起こらないのかなというふうな気がしますけどね。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員長（清藤一憲君） そういう件についてはこれから先のずっと話し合いになってくるといふ思います。まだ詳しい状況ではないと思ひます。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第3号及び議案第35号から議案第40号までの9議案につきましては、議会運営委員長より報告がありましたように、訴えの提起案件及び人事案件と平成20年度玖珠町一般会計及び各特別会計、水道事業会計の補正予算であります。

訴えの提起案件及び人事案件は、議案の性格上、また、補正予算は年度末予算執行上急施を要する案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よつて、議案第1号から議案第3号及び議案第35号から議案第40号までの9議案につきましては、委員会付託を省略し、直ちに本日の議題とすることに決定いたしました。

日程第8 質疑・討論・採決

○議長（片山博雅君） 日程第8、これより質疑、討論、採決を行います。

質疑に入る前に、皆さんにお願いいたします。

議案第1号、議案第2号は滞納者の氏名が記載されておりますが、個人情報等守秘義務があり、名前の公表は差し控えていただき、質疑の際は表中の番号で質疑をお願いいたします。

初めに、議案第1号です。

別冊となっております。

議案集1ページをお出しく下さい。

議案第1号、訴えの提起（保育料滞納者に係るもの）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） この1号議案の中でですね、被告となっております別表の滞納者ですけど、全部町外の方ばかりなんですけどね、町内において再三再四徴収のお願いしたとかいうのは町内の方は全くないんですかね、全部町外ばかりですかね。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えいたします。

今回の滞納に関する法的処置を講ずるにあたり、対象者を町内・町外と分けさせていただいて、顧問の梅木弁護士さんをご相談申し上げて、支払督促の部門と、それから少額訴訟とする方々を分けさせていただいて、なおかつ、その中で、粘り強くとか、お互いに話し合いが講じられるであろうという人と、もう全くなかなか15年以内交渉に応じていただけない方と、そういう方々を、こちらの方で弁護士さんをご協議させていただいて、今回ここに書かれて、訴訟の被告の方に上げさせてもらった方は、日田玖珠の管内に居住、管外ですね、外に居住する方で、なおかつ応じていただけない方をここに上げさせていただいております。

よって、今のご質問の中で、町内の方はどうしてるかということなんですけど、町内の方としましては、とりあえず支払督促を出させていただいた後、そのことに関して異議申し立てをされた方に関しては、今後訴訟の方向に持っていかせていただこうと、粘り強く、お互いに話し合いができる範囲でしていこうということでこのようにとらせていただきました。

以上です。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） じゃ町内にもいらっしゃるということで、大体町内には大体どのくらいの方がいらっしゃるか、教えてもらいたい。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 対象者は16名ほどございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

訴訟ということですからね、かなりの経費がかかるんじゃないかなというふうな気がするんですけどね、その辺のところはどういうふうな経費は考えられておりますか。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 後ほどお答えします。新年度予算で上げさせていただいておりますので、少しお待ちください。

○議長（片山博雅君） 今、10番宿利俊行君の質問に対しましては、後ほどということでもいいでしょうか。

○10番（宿利俊行君） はい。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページ、議案第2号、訴えの提起（町営住宅家賃滞納者に係るもの）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番（河野博文君） これも先ほどと同じで、これも町外の方でございまして、町内の方がどのくらいいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） ただ今のご質問ですけれども、ちょっと今資料が、町内・町外の資料は今持ち合わせはないんですが、21年1月末で町営住宅の滞納者が48名おられます。この滞納者のうちから、先ほど言いましたように、弁護士さん等と相談して、とりあえず2名の者を訴えるということでございます。

町内については、当然これから督促そして滞納の交渉を続けていくということになっております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） これが一応町外ということになっておりますが、法律上です、町内の業者には請求しなくて町外の業者に、人にね、請求する、そういう面で不合理とかいうことは発生しないんでしょうかね。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） これは訴えでありまして、まずもって町外の者を訴訟、少額訴訟にもっていくということでございます。町内の者については、当然納めてもらう交渉は続けてまいります。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 町外の方がですね、じゃなんで町外の者だけ請求するんか、町内の者にあたらなくてと、そういうような話になったときには、どのようにお答えされるんですか。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 町内の者の訴えをしないのかということでしょうか。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。わかりやすく説明してください。

○3 番（河野博文君） 今は町外の方のみに請求するようになってますよね、これは。でも同じ対象者は町内にもいるということですよ。したときに、同じ納めてない者がいるのに、町内と町外で分けるということ、訴えられた人が、「我々町外ばかり言うて町内の人は何で言わないのか」とかそういう話になってきたときには、法律上おかしいことにはならないんですかね。町内外で区別するだけ、するという事だけ、そういうおかしなところは出てきませんか。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 当然町内の者についても納税の交渉をしていきますし、随時、今回は町外の者を訴えるわけなんですけれども、場合によっては、町内の者も訴えるというケースに発展していくこともあると思います、将来ですね。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

そうしますとね、今後こういった類は結構出てくるわけですよ。で、継続しておやりになっていくわけなんですか。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 住宅の場合は、税には自力執行権、地方税法、そして滞納処分という方法がありますけども、住宅は民事扱いになりますので、そういったものができません。したがって、やはり徴収率を上げるためには、そういったことも今後やっていきたいというふうに思っています。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） じゃ町内の方の総額はいくらぐらいになるんですか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 町内、町外、今先ほど言いましたように48名で、約、滞納額が1,000万程度です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 説明の中では、町内の方というのは督促とかいろんなことを、常時顔を合わすようなことがあって、訴えはしない。その方面で支払いを受けてると思うんですけど、一番、町内で一番長い方というのは、ここでも町外の方でも長い方があるんですけど、町内の方では、一番長い

方というのは何年ぐらいの滞納者があるんでしょうか、何年間ぐらいの。

○議長（片山博雅君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） ちょっと手元に今資料を持ってないので、後ほど回答したいと思います。

○議長（片山博雅君） その件は後ほど。

ほかに質疑ありませんか。

日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先ほどお答えできませんでした金額についてお答えします。

着し金としまして55万6,500円をお支払し、その他経費がかかります。その後、ご本人さんから入れていただいた保育料がございましたら、その保育料の8%を上乗せしてお支払いするという事になります。

以上です。

○議長（片山博雅君） いいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページ、議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

別冊となっております。

最初に2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入から7ページ、歳出最後まで質疑ありませんか。

もう1回言います。

議案第35号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

別冊となっております。

最初に2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入から7ページ、歳出最後まで、7ページ最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、8ページ、第2表 繰越明許費補正から12ページ、第4表 地方債補正まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 7 款 2 項、

○議 長（片山博雅君） ページを言ってください。

○1 番（尾方嗣男君） 8 ページ、商工費プレミアム券ですけれども、これは前の商工券と一緒に、何ヶ月間という日程を、日にちを切るんですか、それとも 1 年間とか半年とかやるわけですか。その辺をちょっとお聞きしたいです。

○議 長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） 今回のプレミアム付きの商品券でございますが、今、商工会と協議をしております。基本的には 4 月発行、使用は 9 月までということで半年間の商品券ということで準備を進めているところでございます。

○議 長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 半年間ということですけど、いっぺんに 4 月 1 日から完売できないと思うんですよね。2 回か 3 回に分けてやると思うんですけど、そのときにどれぐらいの期間で、今度 5 月にやるのか 6 月にやるのか、そのときはまた半年間にするんでしょうか。その辺、するとなかなか印刷に無駄な経費がかかるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議 長（片山博雅君） 坪井商工観光課長。

○商工観光課長（坪井万里君） プレミアム券の発行は、先般も全員協議会でお話ししたように、1 万 8,000 余りをこれ一括印刷をいたします。で、全ての券が半年利用ということです。で、2 月 1 日の住基の方が対象になるわけですけれども、当然転出をされた方等がおりますから、今回はお一人 1 冊は買っていただくということで一応ご案内をいたすわけですけれども、権利といいますか、5 人家族がおって、5 冊買わなくて 3 冊買うというような方もおられると思います。当然予定した券が余ることが当然考えられますので、今協議してるのは、一応皆さんにご連絡をして、一応買っていただいて、残った分、5 月になるかその辺はちょっとわかりませんが、第二次販売ということで、できるだけ印刷したものについては買っていただいて、総額になりますが、約この 2 億円の珍珠町の消費ですから、そのことによってこの珍珠町の商業の振興をですね、消費の拡大を図っていききたいというふうに考えております。

基本的には 2 回ぐらいに分けて、使用するのが 9 月ですから、8 月頃また発行しても、あと使用期間が短い。特に 4 月のその新入学とかそういった使われる時期をめぐって発行したいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） 繰越明許の関係でございますが、恐らくこういうことは特別今度こういう形

にはなっただと思うんですが、いずれにしても景気対策というものがベースにあってですね、発注についても、できるだけ早くこれやらないと、通常ですとこれ1年間ですか、そうなってくるとおかしな現象になってくると思うんですが、この辺のですね、速やかな発注といいますか、ことについてはどういうふうなお考えを持たれてるか、お願いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今のご質問にお答えいたします。

繰越明許で今提案をしているところでございますが、今回の地域活性化生活対策臨時交付金事業等定額給付金等も含めてであります。速やかな経済対策として執行するうえで、3月補正で計上し、各課の事務の対応をとったうえで、事業的に契約的な面、それから事務執行の面において、予算的に議決をいただいた後にその実務が発生できますので、後は事業効果をいかに早くするかが原課の対応になるかと思っております。そのうえで3月補正、全てその事業関係は提案したうえでの事務対応ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 7番松本です。

9ページの地域活性化生活対策臨時交付金事業であります。先の説明会の中で私もある程度は理解をしておるつもりであります。その中で、10款5項のですね、社会教育の自治公民館の浄化槽の設置工事、これが20年の8月から交付要綱ができたということで、各自治区にも回覧が回っているようがあります。これは非常に画期的なことだと思っております。

そういうことで、先ほどの当初予算でも、内容的にはほかのことが説明なかったものですから、それと関連あわせてこの事業がですね、本当にこう各自治区では待ち望んでおるといいますか、そういう事業であります。ですから新年度予算で、21年度で何館やるかということはまだはっきり私も内容を見ておりませんが、年次的にやはり教育委員会の社会教育委員会では10館程度今申請が出ておるといようなこともお話を聞いております。そういうことで、今から年間あわせて、各年度で予算の範囲内でありましようけれども、どういう箇所、どういう個数ですか、どういうことをやっていくのかお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 先般の全員協議会の際にあらましの説明をいたしました。そのときに10館という申し上げ方をしたんですけども、詳しく調べましたところ、現在手を挙げていただいておりますのが6館ですね、で、1館分を今予算化しておりますところ。

残りについてはもう条件が整っておるところもありますし、あと用地の問題とかクリアしていかなければならない問題がありますので、その作業は地元とうちの方で今後とも進めていくということになります。

昨年の8月1日から一応3ヵ年ということで告知をしておりますので、手を挙げたところが、審査

をしながら、該当箇所が出てくれば、まだ財政の方とも協議をして事務を進めていきたいというふう
に考えております。

○議 長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 7番松本です。

今、3ヵ年という回答いただきましたけれども、やはり自治公民館は114箇所ぐらいあるわけであ
りまして、非常に各地域がですね、少子高齢化というような形になってまいります。そういう形の中
で、3ヵ年といわず、これは本当にいい事業でありますので、やはり予算の許す範囲の中で各個数を
決めてですね、やっぱり継続的な114館全館の実施するということをお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議 長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10ページですね、B&G海洋センター駐車場用地の借上料、これの債務負
担行為補正が出ておりますわね。これにつきましては私は文教民生でございますので、文教民生委員
会の中で詳しくお聞きしたいと思っております。さらにB&Gの全体の予算についても詳しくお聞き
したいと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書歳入から15ページ、歳出
まで質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に歳入に入ります。

16ページ、歳入、1款町税から、19ページ、15款2項国庫補助金まで質疑ありませんか。ありま
せんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 次に、同じく19ページ、16款県支出金から、22ページ、22款町債歳入まで
質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 21ページですね、2項1目の不動産売払収入の立木売却代金ですか、こ
れについてですね、現在、山とか、町の持ち物で立木が売った場合はなんぼということでここに上げ
られてると思うんですけどもね、これは自治区で売った分で、自治区で売った分の山と理解してよ
ろしいですか。

○議 長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） ただ今のご質問でございますが、立木、当初計上していた予算から、
今回実績に基づいて減額をいたしております。地元とは分収契約等、町有林であったとしても、分収

契約等によりまして立木等の比率がございますので、地元への交付についてはまた、収入は町で受け入れて、地元への分収部分についてはまた歳出で計上するということではしておりますが、ここの立木の売払代金については実績に基づく収入見込みで減額をさせていただいたということです。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、歳出に入りますが、時間がきておりますので、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

午後0時08分 休憩

△

午後1時00分 開議

○議長（片山博雅君） 午前中に引き続き再開いたします。

最初に、午前中に質問がありました件について、答弁をいただきます。日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先ほど、保育料のことで河野議員さんの方からご質問がありましたけど、そのことでちょっと説明不足がございましたので、ご説明させていただきます。

どちらも法的な措置を講ずるということに変わりはないんですが、支払督促の場合は、町内の方に今やってる分なんですけど、その場合、そもそも相手の住所地、相手が住んであるところの簡易裁判所の裁判官に申立等の手続を依頼するわけですね。それで、例えば大分市なり岐阜市なりそれから山口なり、全国どこに住んでいらしても、そちらの方とこちらが折衝するということになる不便さがございます。

それで、梅木弁護士の説明と、それからご助言もいただいて、そしたら当該玖珠町の方たちは支払督促からいこうと、で、支払督促で疑義の申立てがございましたら訴訟の方にいくわけなんですけど、町外、日田玖珠管外の方に関しては、こちらの訴える町の管轄する裁判所から直接にいけるということなので、そういう便宜等々で、裁判に持って行きましたときの短縮化といいますか、お互いに短縮化を図られるのではないかということで、一応選ばさせていただいております。

ですから、町内外でその訴訟する方法の内容は変わりますが、いずれにしても法的に何らかの形でお支払いをお願いすることにするということです。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 今のよくわかりました。

以前ですね、私、会社してたときに、たまたまそういう方がいらっしゃったんですよ。それはよそから玖珠に来た方で、したときに、裁判所とかいうよりも、会社の方にね、それを「未納分があるから支払ってください」とかいうような文書が来たりしたことがあるんですよ。だから、働いている会社とか職場とかそういうところに働きかけるようなことはするつもりはないんですかね。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

訴訟に入りましてからは、弁護士さんを通してその方の勤めてある会社等に、お支払いのための差押さえ等が入ることにはなろうと思います。手順を踏んでいきますとそういうことになります。

ですから、今の段階では、訴訟を起こすかどうかの上程ですので、その後になります。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） 請求の場合はですね、訴訟を起こさなくてもその前にできるんじゃないですかね。

○議長（片山博雅君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） ちょっと質問の具体的な内容よくわからないんですけど、要求だとかそれから訴訟、それから弁談による交渉等は、それを踏まえたうえでの、それでもなおおつきかない場合の差し押さえになろうかと思えます。ですから、今要求と言われているのは、最初にこういう支払いをしていただきたいという要求書ということですかね。ちょっとよくわかりませんでした。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） それはね、個人じゃなくて会社の方にね、私とこなんかは、そちらの方の市役所から直接来たんです。給料を払う前に、これを先にくださいということですね。それは、そのときは裁判所はまだ通してなかったんですよ。

○議長（片山博雅君） よく検討してください。日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 今のは税法上の差押さえになろうかと思うんですね。その場合は町の方からそういうことをお出しします。

○議長（片山博雅君） 続いて答弁をいただきます。梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 先ほどの尾方議員の町内滞納者いくら、住宅料の件ですけども、町内が45名、町外3名、そのうちの2名が今回の訴えであります。町外の1名の滞納者については、今、分納中でございます。それと町内の滞納者の最高額ですけども、93万7,900円、116ヶ月分となっております。この方は今現在、現年分プラス滞納分ということで分納中でございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） いいでしょうか。

では、次に歳出に入ります。

23ページ、1款議会費から30ページ、4款衛生費、2項清掃費まで質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 25ページの19目ふれあい広場整備事業費であります。その補正額の1,988万5,000円、先ほどモニュメントの整備ということで言われてましたけど、これはどういうモニュメントが計画されておるのでしょうか。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 19目ふれあい広場整備事業費で、工事請負費を計上いたしております。

インター前の、道の駅、ふれあい広場のモニュメントといたしまして、国道を通過のお客様が入口案内板としてわかる内容のものを立てたいということでの事業費の計上でございます。建設省それから大分県の方での210号線沿い、それから387号線沿いの看板については、そちらの方の設置でございますけれども、道の駅の敷地内における入口案内のモニュメント、看板ということでお願いいたします。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

26ページのですね、賦課徴収費なんですけどね、ここの納税奨励金が約326万ですか減額になっておりますが、これは私が考えるところですね、現在、恐らく自主納税が増えて、いわゆる納税組合納めが減ってきてですね、奨励金を出さないようになったために減額をしたのかなと、それは結構なんですけど、納税奨励金が自主納税になったために、税金の収納率が下がるようなことではこれは大変なことでございますから、その辺のところはですね、十分、どう申しますか、今後気をつけてやっていただきたいと。

ただ、納税奨励金を減せばいいということじゃなくして、いかに収納率を上げるかということを私は考えていただければどうだろうか。ただ昨年ですか、20年度は約1,800万、今回も1,500万ぐらいですから、300万減ったんでしょうけど、ひとつ減すことはいいんですが、ぜひ収納率の関係あたりを見たときにですね、果たして納税奨励金が減って収納率が上がるんだろうかなというような気がしております。これは答弁要りません。ですから十分ひとつその辺は配慮していただきたいと思っております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく30ページ、6款農林水産業費から32ページ、2項林業費まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 次に、同じく32ページ、7款商工費から36ページ、9款消防費まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑ないようですので、次に、同じく36ページ、10款教育費から41ページ、13款諸支出金まで質疑ありませんか。ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 40ページのですね、これは諸支出金ですかね、いや基金ですか、この地域活性化生活対策基金の5,991万円の、これは将来的にはどんな方向にお使いになろうと考えてるか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 13款3項9目の地域活性化生活対策基金の使途ということでよろしゅうございますでしょうか。

○10番（宿利俊行君） はい。

○企画財政課長（帆足博充君） これにつきましては、臨時交付金が1億9,970万2,000円今年度交付されるわけですが、その3割を基金に積み立てて、21年度の事業として、21年度の当初予算におきまして繰り入れて事業充当を行うものであります。

ですので、これにつきましてはとりあえず本年度の収入の3割が積立が可能ということで積み立てたうえで、新年度の予算に事業は具体的に計上いたしております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 2番工藤重信です。

今の関連で、基金に積み立てた場合ですね、原則として交付限度額とありまして、平成21年度中に全て取り壊すような形とかになってるんですけど、そのようなことはありますか。

○議長（片山博雅君） 帆足企画財政課長。

○企画財政課長（帆足博充君） 21年度の事業の取り壊しであります。全額を繰り入れたうえで事業充当、メニュー的には5件ほど予定しておりますが、これは21年度の予算になりますけども、お買物券、それから高規格救急車購入、それから北山田小の建て替え事業、福祉バスの運行、外出支援サービス、いずれも本年度補正予算で計上して事業充当ということに合わない事業として、21年度の事業で全額繰り入れて充当ということになります。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） ちょっと遅れましたけど、38ページの5項2目社会教育事業費、先ほど松本議員の方からも説明がございました自治公民館の浄化槽設置の件ですけど、これは、私、当初1回一般質問でしたときにですね、18年か19年だったと思いますけど、そのときは町長の答弁の中には、町の施設だから、町が町に補助金を出すのはおかしいとそう答弁されました。それでまた8月に決定したということですけど、私たちの部落では、自治区では、もうできないということでありましたので、簡易トイレをですね、簡易水洗トイレを設置しました。こういうことが1年2年で起きてしまうんですね、せっかく浄化槽を設置しようと思ったんですけど、補助金もない、一部落の自治区では相当にやっぱりこたうということですね、この補助はいいんですけど、そういうときにですね、やはりもう先にしたものには何も補助はない、後にしたもんだけは補助はありますよということ、私は通常おかしいんじゃないかと。だからですね、遡って何年とか、そういうことをしていただければいいかと思えますけど、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 日隈議員の質疑に対する答弁を、小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 議員さんにおかれましては、先般の全員協議会のときに状況等をお伺いいたしまして、大変ご迷惑をかけたというふうに思っております。

事務方として、制度を作るというのは時期がありますし、経過の中で、たまたま昨年の8月の1日に要綱の設置ということで、そこをスタートに事業を開始したということで、本来であれば新規事業という形になりますので、平成21年度当初からというふうなことがよかったのかも知れませんが、国体とかそういった要因もあって、進めさせていただいたという経過でございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） そのときにお聞きしたのが、もう1自治区の要望で、多分局長のときだったと思うんですね、局長が社会教育課長のときだったと思うんですけど、そのときにお伺いしまして、あと1自治区ですね、大変高齢者が増えて、今のトイレではもうどうしようもないと、やっぱり座ってできるのをということでありましたので、そこはまた自治区も大きいんですけどね、かなりの予算が必要ということで、また補助金等がないかということでありましたので、まだそこは多分してないと思うんですけどね、これからの話し合いになると思いますけど、そういう自治区もありますので、またこれからもよろしくをお願いします。

○議長（片山博雅君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

7番松本義臣君。

○7番（松本義臣君） 遅れましたので申し訳ありません。

22ページの町債の中で、4目農林水産業債ですね、広域農道の負担金が3,110万の減額になっております。これはだいたい私も内容はわかるんですが、具体的にですね、もう工事の進捗状況が遅れておるのかなと思うわけですが、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

それともう1つは、完成はいつぐらいになるのかお聞きをいたします。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 広域農道の件でどういうふうになってるかという部分だろうと思います。

この3,110万につきましては、用地代が主体でございます。で、残っている部分、現在乙師から田代まで約2.2キロぐらいだったと思いますけど、その部分が残っております。誠心誠意用地交渉を行っておりますが、この部分につきましては共有地の部分が大半を占めてございます。で、町内、県内に所有権者がいる場合にはまあその場で話していくんですが、所有権者の不明、相続権者の権利者の不明部分がございます、交渉に難航しているところです。

この部分につきましても、引き続き交渉を、調査、交渉を行っていくということでございます。

いつ頃終わるのかという部分につきましては、この用地交渉が済まなければ工事が終了ということにはなりません、年次努力し、早期完成に向けて努力していくということでございます。

○議 長（片山博雅君） 7番松本義臣君。

○7 番（松本義臣君） 松本です。

関係者の方々大変ご苦労だと思います。町民はですね、この広域農道非常に待ち望んでおるわけですので、より一層努力をお願いをしたいと思います。

もう1点はですね、もう1点、32ページの林業費であります。2項3目の林道維持費であります。ここに原材料費の100万円と上がっております。これはですね、内容を見てみますと、国庫支出金で73万3,000円とこういうことで、本町の林道維持費、それから林道の維持管理費が非常にないということで、今まで本当に苦労したと思います。しかし、こういった補助金があるというのを、私も今日見てわかったわけではありますが、今後これは継続的にこういった事業の歳入が見込まれるのか、それとも単年度だけで終わるのかですね、それともう1つは…、それだけお願いします。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 今回の林道維持費につきましては、ページ8ページの6款2項の林道原材料支給の100万の部分でございまして、この分につきましては臨時対応ということで、継続についてはございません。

○議 長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっております。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号は平成20年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっております。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3番(河野博文君) 3番河野です。

この貸付金がですね、3億ほどあるのに毎年40万しかこのくらいの収入しかないんですけど、このままいくとざっと考えても1,000年かかるような計算ですよ。これに関しての貸付者は大体何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長(片山博雅君) 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長(吉野多紀江君) お答えいたします。

当初の貸付者は92名でございます。現在におかれましては、62名の方にまだ未償還金がございます。

○議長(片山博雅君) 3番河野博文君。

○3番(河野博文君) この中に42万というのが上がってるんですけど、それからいくと、殆どの方が納めてないというか、そういうふうな状況になるんですけど、先ほど家賃とか保育料とかそういう問題で訴訟を起こしたりとかするような話が出てたんですけど、こちらの方の貸付金というのは、年数が何年ぐらい経ったらそういうことをされるのか、どのような考えであるのか、このまま毎年40万ぐらいの収入でずっといくのかということを知りたいと思います。

それと、予算で3億組んで補正で3億というのは余りにも激しすぎるんじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(片山博雅君) 吉野人権同和啓発センター所長。

○人権同和啓発センター所長(吉野多紀江君) この事業は法に基づいて行った貸付事業でありまして、もう30年以上経過しております。これは個人の貸付でございますので、これまでには償還が終わっている方、また現在分割で納入されている方も多々ありますので、すぐにそういういろんな不納欠損処理とかいう部分につきましては、若干慎重に対応しなければいけないと思っております。

一応貸付制度の改善協議会というのが全国に作っておりますので、その協議会の方から国に対しまして、例えば本人死亡者とか行方不明の方につきましては、国で全額滞納分を処理するような要望も毎年行っておりますけど、まだ改善には至っておりません。これから先、申しますように年数はかかりますけど、相談をしながら、地道な努力で回収を進めていきたいと今現在は思っておりますので、今後は国や県の動向を見ながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長(片山博雅君) ほかにありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

別冊となっています。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号、平成20年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。

1ページ、平成20年度玖珠町水道事業会計補正予算から13ページ、補正予算実施計画明細最後まで質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

お諮りします。

議案第3号は人事案件であります。

議案の性格上、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は討論を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議 長（片山博雅君） 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第1号から議案第2号は、いずれも訴えの提起案件であります。これを一括して採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号は、一括して採決することに決定いたしました。

議案第1号及び議案第2号の2議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（片山博雅君） 起立多数です。ご着席ください。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号、平成20年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)であります。別に反対の意見もありませんでしたので採決を行いたいと思います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席下さい。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第36号から議案第40号までの5議案は、平成20年度各特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第40号までの5議案は、一括採決することに決定いたしました。

議案第36号から議案第40号までの5議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第36号から議案第40号までの5議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3日は議案質疑といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、明日は議案質疑とすることに決しました。

なお、一般質問の通告締切は、5日常任委員会日の午前9時30分までとなっております。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後1時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年3月2日

玖珠町議会議長

署名議員

署名議員